

IFRS news

ビューポイント: IFRSガバナンス

March 2012

PwCグローバルのチーフアカウント John Hitchinsは、IFRS財団およびIFRS財団のガバナンスのモニタリング・ボードの最近のレビューについて、個人的見解を示しています。この見解を含む、Johnのその他の見解は、John's IFRS blog www.pwc.blogs.com/ifrsにおいて公表されています。

IFRS 財団は、IFRS 財団のガバナンスのモニタリング・ボードのレビューと同時に、戦略レビューを漸く公表しました。この遅延は、モニタリング・ボードの合意までが難航したことによるものだと思います。この報告では、IFRS ガバナンスの根本的な変更を提案していません。現行の三層構造 (IASB が基準のテクニカルな品質に責任を持ち、2つの監督機関が独立した基準設定および説明責任を確保する) は、維持されます。私は、この構造は機能しており、合理的だと考えます。しかし、詳細については、重点事項の変更を示すものがあります。

これらの2つのレビューは、広範な協議を含んでおり、コメント提出者が注意して耳を傾けていることは明らかです。プロセスについては、過去にIASBガバナンスを批判していた人々の懸念、または基準のテクニカルな内容との不整合ではなく、むしろガバナンスの透明性に対して憂慮する人々の懸念を和らげるべきです。これは、IFRS 採用に関する米国の円卓会議において言及された、IFRS採用に対する障害の一つを解決する助けとなる可能性があります。

IFRS財団評議委員会によるレビューは、10月のドラフトと類似しています。私は、国境を越えて、IFRSの解釈の首尾一貫性を推進するために、より多くを実行するためのコミットメントが広く支援されているのを拝見して嬉しく感じました。IFRSの解釈の首尾一貫性は、IFRSのコミュニティが拡大するにつれて最大の課題となるかもしれません。また、デュー・プロセス監視委員会の強化された役割は、IFRSに懐疑的な人たちの間で基準設定プロセスの信頼性を構築するためにも重要となります。

一方では、モニタリング・ボードは、その役割の大幅な拡大と見られていたものから手を引くために、多くの変更を行いました。モニタリング・ボードが、IASBのアジェンダに直接トピックを追加することができるべきであり、IASBメンバーを任命するためにより大きな役割を果たすべきであるという提案が削除されました。しかしながら、IASBが却下した緊急トピックをモニタリング・ボードが提案する場合には、IASBはその理由を説明しなければならないという警告事項があります。同様に、モニタリング・ボードは、新しい議長の任命プロセスに密接に関与することになるでしょう。

モニタリング・ボードのメンバー数に関しては、おそらく最も激しい議論があった部分と思われます。そのメンバー数は、いくつかの新興市場の代表者を含むために増加することとなり、議席のうち2席は持ち回り制で交代となるでしょう。これ自体は、議論にはなりません。メンバー数は、健全性規制当局およびその他の規制当局を含めるために拡大されるというよりも、むしろ資本市場当局に制限されるでしょう。メンバー数は、どこで歯止めを掛けるのかを識別することが難しいと思われるため、実用的な決定となるでしょう。さらに重要なことは、将来のメンバーは、IFRSの国内使用が要求される国から選出されなければならないであろうということです。ここでは、緊張開



係を目にすることができ、言うまでもなく、だれもが認識しているが口に出したくない重要な問題は、米国の立場ですー証券取引委員会 (SEC) に財務諸表を提出している外国企業によるIFRSの使用を認めることが、「国内」使用を意味すると結論づけることができるのでしょうか？これに関しては、間違いなく、もっと多くの意味があるでしょう。

最後に、このレビューにおいて最も残念なことは、IASBの将来の資金調達に関する具体的な提案が欠如していることです。両審議会は、透明なシステムにすべきであることに合意し、それによりIFRSを使用する管轄区域は資金調達を約束します。モニタリング・ボードは、主に評議委員会に責任があると述べており、これに対し、評議委員会は、資金調達を強制する権限を有していないとコメントしています。同時に、評議委員会は、大幅に増加した予算の割り当てを要望しています。これは、おそらく、2つの監督機関が解決すべき最大の共同の課題でしょう。

IFRSブログのメーリング・リストに登録するためには、corporatereporting@uk.pwc.comまでメールをご送信ください。

あらた監査法人
東京都中央区銀座 8丁目 21番 1号
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)
お問い合わせ: aratapr@jp.pwc.com

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.